

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	群馬県 生活保護法による保護の決定等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、生活保護法に基づく生活保護の決定等事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

群馬県知事

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法による保護の決定等に関する事務
②事務の概要	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	群馬県生活保護システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 生活保護法第19条、24条、25条、26条、55条の4、55条の5、63条、77条、78条 生活保護法施行規則第1条 生活保護法施行細則準則
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条①～⑤(情報照会) 番号法別表第二 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条①②、第9条①～③、11条、12条①～④、17条、19条①～⑤、20条④～⑦⑩、21条①④⑤⑦⑧⑨、22条②～⑤⑦⑨⑩、28条①～⑤⑦⑧⑨、32条、33条、35条、39条、44条①～⑤、47条①～⑪、52条、53条①～③、55条①～④(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活子ども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康福祉課 027-226-2521

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号表別表第一 15の項並びに主務省令第15条 生活保護法第19条、24条、25条、26条、55条の4、63条、77条、78条 生活保護法施行規則第1条 生活保護法施行細則準則	番号表別表第一 15の項並びに主務省令第15条 生活保護法第19条、24条、25条、26条、55条の4、55条の5、63条、77条、78条 生活保護法施行規則第1条 生活保護法施行細則準則	事後	
平成30年7月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長 川原武男	課長	事後	
平成30年7月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号表別表第一 15の項並びに主務省令第15条 生活保護法第19条、24条、25条、26条、55条の4、55条の5、63条、77条、78条 生活保護法施行規則第1条 生活保護法施行細則準則	番号法別表第一 15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条 生活保護法第19条、24条、25条、26条、55条の4、55条の5、63条、77条、78条 生活保護法施行規則第1条 生活保護法施行細則準則	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二 26の項	番号法別表第二 26の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条①～⑤(情報照会) 番号法別表第二 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条①②、第9条①～③、11条、12条①～④、17条、19条①～⑤、20条④～⑦⑩、21条④⑤⑦⑧⑨、22条②～⑤⑦⑨⑩、28条①～⑤⑦⑧⑨、32条、33条、35条、39条、44条①～⑤、47条①～⑩、52条、53条①～③、55条①～④(情報提供)	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年5月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月10日	IV リスク対策	—	IV リスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 — 請求先	生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	